

# 宇野明霞『姓氏解』とその周辺

## ― 徂徠派批判の一風景 ―

河合 一 樹

### 序

宇鼎。宇は士新、小宇は三平、明霞軒と号す。本姓は宇野、裁して宇氏と為す。平安の人。<sup>(1)</sup>

これは『先哲叢談』における宇野明霞<sup>(2)</sup>のプロフィールである。その儒者としての学風や業績について簡単に補足すれば、明霞は仁斎学の影響が強かった京都でいち早く徂徠学を受容した人物である。そして、それに大きな影響を受けつつも最終的には徂徠派に批判的な態度を取り、独自の学問へと進んだ。主著として『論語考』や『春秋左氏伝考』がある。

もちろん、『先哲叢談』にこうした情報が抜け落ちていた訳ではなく、むしろそれ以外にも多くの逸話が収められている。それにもかかわらず、何故この無味乾燥な一文を引用したかと言えば、この名前と住所しか示さない短い紹介文の中に既に本稿が問題

としたい事柄が表れているからである。それは「裁して宇氏と為す」という箇所であり、すなわち「宇野」を一字に裁断して「宇」にしたということである。

二字の姓を「複姓」と言い、一字の姓を「単姓」と言う。一般に中国の姓には単姓が多く、日本の姓には複姓が多い。その為、一部の儒者などは自らの復姓を中国に倣って単姓に改めた。このことを「修姓」という。『先哲叢談』の一文は、明霞もこの修姓を行ったということを示している。

もとより、一字姓を用いること自体は早くは平安期以来の漢字の伝統を持つ菅原や大江といった家を、それぞれ菅家江家と言いつつ慣わしているように、特殊なことではない。しかしながら、明霞がこの点について殊更に注目されるのは、ただ自身が修姓を行ったからというばかりではなく、積極的に修姓するべきであることを主張し、上下巻に及ぶ分量を持つ『姓氏解』を著したからである。

明霞のそのような情熱は、今日からすれば、決して理解しやしないものではないと思われる。しかしながら、江戸時代に目を向ければ明霞は決して孤立している訳ではない。そこには賛同者も反対者もいた。例えば、崎門の儒者たちは手厳しく修姓を批判していた<sup>(3)</sup>。あるいは徂徠派の中でも例外的に太宰春台は、修姓に否定的な態度を取った<sup>(4)</sup>。そして、原雙桂は春台を批判しながら『姓氏解』を極めて優れた書物として称賛している<sup>(5)</sup>。

本稿が企図するのは、こうした江戸時代における姓氏を巡る議論の一部として『姓氏解』の意義を理解することである。『姓氏解』は、第一に徂徠派への批判として捉えることが出来る。また、その中には修姓を否定する主張への反論も観取される。このような『姓氏解』とその周辺における問題の在り方を以下段々に見て行きたい。

## 一 徂徠学と宇野明霞

徂徠学は江戸時代を代表する思想の一つである。おそらく、このことについて異論はないだろう。長い伝統を持つ漢文訓読を否定し、古文辞を重視することを提唱した。そして、その方法に基づいて朱子学や仁斎学を批判したといった功績において、はつきりと思想史に名を残している。

しかしながら、徂徠学が江戸時代において注目されるべき存在

であるのは、単に独自性と優秀性を持つからというばかりではない。当時の学問界を席卷し、賛否を問わず様々な影響をもたらしたことも、見逃されてはならない<sup>(6)</sup>。

先に述べたように明霞も、徂徠学への批判者の一人として知られる。『姓氏解』を理解する上でも、明霞の学問の基本的態度を成すものとして徂徠学との関係を押さえておく必要があるだろう。ただし、明霞がどのように徂徠学に接近し、そして距離を置くようになったかということを詳細に検討することは、本稿の手にはあまる課題である。また、既に高橋和巳の詳しい論文がある<sup>(7)</sup>、ここでは本稿の行論上必要と思われる事柄だけを簡潔に指摘しておくたい。

徂徠が当時の学問界に与えた衝撃の中でも、漢文訓読を否定したことは特筆に値するものである。明霞の態度を考える上でも重要であると思われるので、その事情を示すものとして、よく知られた箇所ではあるが、まず徂徠学の方法を示した『学則』の冒頭部を見ておきたい。一度に引用するには長いので便宜的に三つに分ける。

東海は聖人を出さず。西海は聖人を出さず。是て唯だ詩書禮樂の教へたるなり。

古の時、楚そは大邦と雖も、其左史倚相さししやうが誦することを為す所は、三墳・五典・九丘・八索のみ。是を舎あきて學を為す

べきもの無し。而して後の豪傑は、陳良の徒より、蓋し皆  
な北のかた中國に學ぶと云ふ。

〔荻生徂徠『學則』、一・七二〕

ここで真つ先に述べられているのは、「東海」や「西海」には  
聖人が現れなかった、すなわち中華においてのみ聖人が現れたと  
いうことである。それ故、古においては強大な勢力を持つ國であ  
つても、中國に學んだと言っている。これは古の中國における聖  
人の道が唯一の道であるという徂徠の思想の表明であると言っ  
てよいだろう。論述は次のように続く。

則ち吾が東方の民、又奚にか適かん。亦た唯だ言語宜を異  
にし、鐘呂の爰居を饗するなり。彼れ之を朱離馱舌と謂ふ  
もの、吾際ること猶ほ彼れがごとし。假使ひ仲尼桴に乗り、  
子路之に従ひて遊ぶとも、亦た之を如何ともすることなき  
のみ。黃備氏なる者の出づること有りて、西のかた中國に  
學び、和訓を作為して以て國人に教ふ。亦た猶ほ乳に易ふ  
るに殺を以てし、虎は迺ち於菟、其の讀を顛倒し、錯へて  
之を綜べ、以て二邦の志を通ず。是に於てか、吾れ之を  
朱離馱舌と謂ふもの、吾れ際ること猶ほ吾れのごとし。是  
れ則ち詩書禮樂の教へたるや、庶くは以て語を海表に被ら  
しむるに足らんか。吉備氏の東方に功徳ある、民、今に至

るまで之に頼る。

〔荻生徂徠『學則』、一・七二、七三〕

中國から遙か隔たった日本の人は、一体どのように学ばばよい  
かということが問題として提起される。中國と日本とは言語が  
異なるということが指摘され、吉備真備による訓読法の發明につ  
いて言及されている。すなわち、本来お互い通じ合うことのない  
中國語と日本語とを訓読の方法を用いることで、容易に理解する  
ことが出来るようになったことは吉備真備の功徳であるとして  
いる。

然りと雖も、乳に易るに殺を以てし、虎は迺ち於菟、其の  
讀を顛倒し、錯へて之を綜べ、吾れ之を朱離馱舌と謂ふも  
の、吾れ際ること猶ほ吾れのごとくす。吾れ視ること猶ほ  
吾がごとくして、而して詩書禮樂また中國の言たらず。則  
ち假使ひ仲尼桴に乗り、子路之に従ひて遊ぶとも、之を目  
にするときは則ち是、之を耳にするときは則ち非、彼れ迺  
ち鐘呂の爰居を饗するがことからんのみ。

〔荻生徂徠『學則』、一・七二〕

ここでは、翻つて訓読法の欠点が述べられている。訓読によつ  
て手輕に中國の文章が理解できるようにはなつたが、その為になら

文に様々な手を加えることで、それは本来の文章とは異なつたものになり、結局のところ理解することが出来なくなると主張する。

このように、徂徠は中華の聖人の道をこそ学ぶべきであるというとともに、訓読を根本的に問題の有る方法として捉えて、漢文の直読を新たな方法として提出した。こうした方法の転換が、当時の儒者たちに衝撃を与えるものであつたことは想像に難くないだろう。

明霞はこのような徂徠の主張に対してどのような態度を取つたのだろうか。明霞が一貫して徂徠と対立し続けた儒者達とは異なり、一度は徂徠学に強く惹かれていたことに留意しておきたい。後に見るように、明霞は『姓氏解』においても中国のことを「華」と呼んでいる。そして、また修姓ということ自体も日本の姓の在り方を中国風に改変しようとするものである。従つて、明霞は中華を中心とするという点においては徂徠と距離を隔てていない。さらに、高橋前掲論文は『宇士朗遺稿』には如上の徂徠の主張を直接的に肯う記述があると指摘する<sup>(8)</sup>。

世俗の儒は唯だ和訓之れ守り、復た文の華物なるを知らず。  
物子は則ち之れを正す、一なり。

#### 『宇士朗遺稿』

「一なり」とあるように、この後徂徠を評価する発言が続く。

しかし、この時点で既に徂徠への共感は明らかであろう。そのことを踏まえると、次の一文における明霞の徂徠批判の意図がより明確になるだろう。

春秋の時、名多く不正にして夫氏常に之を正さんと欲す。  
故に此の語有り。物子正名の義を謬まる。平生詩賦を作文し率に是れ名を亂す。故に名稱に至りては其説多く誤るのみ。

〔宇野明霞『論語考』第一冊、七丁裏〕

『論語考』は全六冊に及ぶ『論語』の注釈書であり、そこには徂徠の『論語徴』への対抗が見て取れる。これはその全体に対する序の末尾の文章である。ここで明霞は、『論語』が「名」を正すことを目的としていたと述べている。しかしながら、徂徠はこの「正名」<sup>(9)</sup>の意義を誤つて捉え、詩賦を作る際にかえつて「名」を乱していると批判している。

徂徠が主張していたのは、中国の言葉と中国の言葉として正しく使うことであつた。そのことに基づいて、六経に表れている古代の言葉の意味が見失われているとして『弁名』を著した。明霞がその徂徠を相手に、「正名」を誤解しているというとき、そこには皮肉めいた響きがある。正しく中国の言葉を用いることを主張する徂徠派が、華麗な詩賦を作ろうとすることで、かえつて

「名」を乱しているのである。

以上に、明霞の徂徠派に対する態度を確認した。明霞は、徂徠の中華への尊敬や古文辞を重んじるといった方法について根本的に批判しているのではなく、それが実際には実現されていないことを問題としている。取り上げた文献はごくわずかであり、徂徠と明霞との関係の全体を充分に明らかにしたとはいえないが、少なくともこの点に関しては明霞の基本的な立場として捉えてよいと考える。そのことをより明確にする為に、『姓氏解』の徂徠へと批判的に言及する箇所へと目を移そう。

## 二 『姓氏解』における徂徠批判

明霞の徂徠派への態度は、徂徠の方法を根本的に否定するといふよりも、実際にそれが徹底されていないという点へと向かっていると述べた。その在り方は『姓氏解』においても同様に見取ることが出来る。明霞と徂徠の関係についての考察を纏める為に、『姓氏解』全体の構想について説明する前に、その部分を確認しておきたい。

『姓氏解』下巻に、同時代の儒者に言及する箇所がある。そこでは、伊藤仁斎と徂徠の二人が批判の対象となっている。さほど分量がある訳でもないのに、仁斎についても見ておこう。

或る先生ソノ本姓ハ長澤ニテ、祖父ヨリ伊藤ヲウケ、祖父伊藤ニテアラハレタルニアラズ。又ソノ氏ニテ禄ヲ食ニアラザレハ長澤ニ復リテ妨ナカルベキニ、復姓セザリシハ、姓氏ノ事ニ暗キ故ナリ。

『姓氏解』下、四十七丁表裏

当該箇所の前半部、仁斎についての記述である。仁斎は「姓氏ノ事ニ暗」と批判されている。しかしながら、これは仁斎の学問の内容に対する批判ではない。仁斎は、その本姓である「長澤」に復姓すべきであったがしなかったという名乗り方を非難している。

続いて、徂徠についても次のように述べられる。

又一先生、ソノ先ハ源氏ニテ物部氏ニ養ハレ、ソノ後世々荻生氏ナリシニ、荻生ハモト大給ニテ諸侯ノ松平氏ニ大給アリテ、ソノ公老中ニナリタマヘルユエ、ソレヲ避ルトテ文事ニ物ヲ姓トサダメ、印ニ大連苗裔トシラレシハ、ハナハダ非ナリ。タトヒ人ヨリウケズ先世ヨリ傳來テ物部ナリトモ、物部ハ大連ノ苗裔ニカギラズ、タトヒ苗裔ナリト傳ルトモ世遠シテ譜ナキニハ苗裔トイワレズ。マシテ人ヨリウケタル物部ニテ、大連ノ苗裔トイハレンヤ。

『姓氏解』下、四十七丁裏〜四十八丁表

仁齋の場合に比べて、話は少し複雑である。徂徠は、「荻生」という姓がもともと「大給」であることから、老中の「大給」と同一になることを避けて<sup>(10)</sup>、本姓の「物部」を一字にして「物」と名乗った。そして、印として「大連苗裔」を用いたことが、批判の対象になつている。

『姓氏解』で徂徠が名指しで言及されるのはこの部分のみである。そして、全体を通して「姓氏」の具体的な在り方以外についての批判は確認されない。従つて、『姓氏解』における徂徠への態度も、その「正名」への誤解と不徹底に向かつていると考えてよいだろう。

このような批判は、あるいは徂徠の議論の根幹に関わらない枝葉末節のことに思えるかもしれない。しかしながら、明霞が上下巻に及ぶ分量をもって「姓氏」に関するこのような議論を提出したことは閑却されるべきではない。少なくとも、これは明霞にとつては徂徠派と距離を置くのに充分な事柄であつた。

### 三 「古ノ姓氏」「秦漢以来ノ姓氏」——『姓氏解』の概略——

『姓氏解』では、姓氏についての様々な話題が豊富な引用や例示とともに明細に論じられている。もとより、その一つ一つの記述を全て逐条的に検討することは本稿の紙幅で為しうることで

はないし、また企図するところでもない。あくまで、それが思想史の中においてどのような位置にあるかという本稿の関心に従つて、その概要を見て行くことにしたい。

まずは、『姓氏解』が書かれた目的について、明霞自身が端的に述べている箇所を確認する。全体の末尾にあたる部分に次のような文章がある。

今世姓ヲ修スベクシテ修セズ、人ノ修スルヲ非トスル人アリ。又姓ヲ修シテ法ナク人ヲモ妄ニ単称スル人アリ。ミナ古今姓氏ノ事ニ暗キ故ナレバ、コ、ニ古今ノ姓氏ヲ解ス。古今姓氏ノ事ニ明ナラバ、修法ハオノヅカラヨク得ベシ。

『姓氏解』下、五十三丁表

ここで第一に述べられているのは、当時の姓の在り方が混乱しているということである。そうした事態が起ころるのは人々が「古今姓氏ノ事ニ暗キ故」であつて、その為「姓氏」について論じるという。このような著作を書く理由としては、至極当然のものかもしれないが、同時代の問題として「姓氏」が認識されていることには注意しておいてもよいだろう。

では、そのような明霞の企図は『姓氏解』においてどのような展開されるだろうか。冒頭に全体の構想に関わる基本的態度が示されている。

古ノ姓氏ト、秦漢以來ノ姓氏ト、日本ノウチカバネト、今ノ家名ト四ノモノ同ラズ。

『姓氏解』上、一丁表裏

ここで指摘されているのは、「姓氏」ということの下に扱われている問題の混乱である。明霞は、ここに挙げられている四つのものを明確に区別しないことが「姓氏」についての誤りの原因であると見ている。それ故、これらについてそれぞれの相違を明らかにすることが『姓氏解』の課題であり、これに沿って上巻では「古ノ姓氏」と「秦漢以來ノ姓氏」が、下巻では「日本ノウチカバネ」と「今ノ家名」とが論じられる。

本章では、まずその四つの内で中国に関する前半の二つについて明霞がどのように考えているかということについて概略を見よう。まず「古ノ姓氏」についての見解である。

古ノ姓氏ハ、史記注云天子賜レ姓命レ氏諸侯命レ族族者氏之別名也姓者所下以統繫百世使不相別也氏者所以別子孫之所出也トアリ。姓ハ天子ノツクルモノニテ、諸侯ヨリ下ニテハ姓ヲツクラズ。氏ハ諸侯モノノ臣下ニ賜ル。故ニ姓ハ少シテ氏ハ多ク、姓ハ本ニテ氏ハ末、姓ハ重シテ氏ハ輕ク、姓ハ内ニアリテ氏ハ外ニアリ。

『姓氏解』上、一丁表裏

「姓」と「氏」の違いについて論じている。ここでは、「姓」は天子のみがつけ、「氏」は諸侯もつけるものであるという違いが述べられているが、これ以降も「姓」は変わらないが「氏」は変わる、男は「氏」を称し女は「姓」を称するといった差異が述べられていく。しかし、最も重要なのは古代において「姓」と「氏」との区別が厳密に存在していたということである。それに対して、「秦漢以來ノ姓氏」は次のように捉えられる。

戦國以來姓氏ノ法ミダレ、秦漢以來ソノミダレシマ、ニサダマリテ、大ニ古ト異ニナリタバ、一ツヲ男女トモニ同クナノリテ、コレヲ姓トモ氏トモイフ。

『姓氏解』上、五丁裏

古代において存在していた「姓」と「氏」との区別は、秦漢以降には消滅してしまつた。このことを明霞は本書で繰り返し述べる。中国においても、「姓」と「氏」が曖昧になつてしまつたことは、江戸時代における「姓氏」の混乱の原因となつていると見ているのだろう。

そして、そうした「姓氏」の変化において『姓氏解』の内容上

特に重要であると思われるのは次のような点である。

複姓トイフ辭イツノ時ニハジマリシヲシラザレドモ、姓ト氏ト混ジテ後ハジマリテ、春秋以前ニ複姓トイフ辭ナシ。ソノ時複姓アラザレバナリ。姓ト氏トワカレタル時、姓ハミナ一字ニテ、黄帝ノ公孫堯ノ伊祁ハ後世ノ傳會ナリ。姓ハ萬世へ傳テ變ズルコトナキモノナレバ、二字ニテ姓ヲツクルコトナシ。氏或ハ二字アルハ、變ズルコトアリ、ワカル、コトアリ、官ニヨリテカハリ、采地ニテカハリ、百世不變ノモノニアラザレバナリ。秦漢以來天下ノ氏ミナ姓トナリテ、ソノ二字ナルヲ複姓トイフ。一ツナルベキモノニテ、二ツアレバナリ。

『姓氏解』上 四十九丁表裏

明霞によれば、「複姓」という言葉が出来たのは秦漢以降である。というのも、それ以前において「姓」は必ず一字であったからである。「氏」は二字でもとあつてもよい為、秦漢に「姓」と「氏」が混雑する中で、「姓」にも二字のものが出来た。それ故、本来一字であるべき「姓」が二字になっているものを「複姓」ということになったとしている。

このように、「複姓」が戦国の世の乱れとともに、「姓氏」が混乱して生じたという認識は、明霞が修姓を主張する根拠となつて

いると思われる。そのようにして誕生した「複姓」は本来の「姓」と同じ価値を持つものではない。下巻の文章ではあるが、次の箇所はその事情をよく示している。

複姓ハ文ニノセテ不美ナルノミナラズ題書称呼ニ不便ニテ、人間萬事ニ便ナルトコロナシ。古ノ氏ニ二字ナルアリテ、漢ノ時ニ姓トナリ、又戦國ニ姓氏ノ法ミダテ、世人私ニ氏ヲツクリ、漢ニイタリテ同ク姓トナル故ニ漢ニハ不雅ナル複姓アリ。ソノ後漸<sup>ビ</sup>ニ姓ヲ修シテ後世ニハ複姓少シ。

『姓氏解』下 十六丁裏〜十七丁表

「複姓」は「不雅」であり「不便」である。それ故に、秦漢においてこそ、「姓氏」が乱れ「複姓」が増えたが、時代と共に再び一字になっていった。

以上が、明霞が描く中国における「姓氏」の歴史の変遷である。古代において厳密に存在していた「姓」と「氏」との区別が、秦漢から曖昧になり、「複姓」も生まれたが、やがて他の部分とはもかく「複姓」については古来の一字姓へと戻っていった。

#### 四 「日本ノウチカバネ」―『姓氏解』の概略 二―

明霞が「姓氏」についての議論の根本に置くのは、これまで見

て来たような中国における「姓氏」の在り方である。しかしながら、日本と中国では事情が異なっているという認識も『姓氏解』には含まれている。日本の「姓氏」の在り方をどのように見るところに明霞の修姓の主張が生まれているのだろうか。

再び『姓氏解』の概略を確認していくことにしよう。「日本ノウヂカバネ」については次のような見解が示される。

日本上古ニハ姓氏ナク、ソノ後ウヂアリカバネアリ。ミナ官ヨリ賜リテ、ウヂヲ氏ト譯シ、カバネヲ姓ト譯ス。又ウヂヲ本姓トイヒシコトアリ、又姓トイヒシコトアリ、ウヂカバネヲ合セテ姓トイヒシコトアリ。

『姓氏解』下 一丁表

日本には本来「姓氏」というものがなかったが、その後類似するものとして「ウヂカバネ」が出来たと言う。一応「ウヂ」を「氏」にあて、「カバネ」にあてたが、「ウヂ」を「姓」ということもあり、完全に一致している訳ではない。

このように、中国と日本における「姓氏」の在り方は本来同一ではないというのが、明霞の主張である。特に、「カバネ」については、中国でいう「爵」に近いものであって、「姓」の字をあてたのは誤訳であるという『姓氏解』下 六丁裏〜七丁表。

それでは、「今ノ家名」についてはどのように捉えられている

だろうか。

古ノウヂ初ハ三代春秋ノ氏ノゴトク、ソノ後ヨクサダマリテハ、秦漢以來ノ姓氏ニ同ジ。今ノウヂハソノハジメ上ヨリ賜タルニアラズ。ミナ私ニツクリハジメ、又父子兄弟ノ間ニテ或ハ同カラザレバ、コレ〔号〕ニシテ氏ニアラズ。ソノ間ニ宇野・佐々木ノ類氏ノコトクナルモ多アリ。百餘年来ミナ定リテ父子兄弟トモニナノリテ、世々相傳レバ、華ノ姓氏ト異ナルトコロ多アレドモ姓ナリ、氏ナリ、族トモイハル。世人今ノウヂノ輕ヲ見テ姓ニアラズトイフハ、モトヨリ非ニシテ、世々ツタハルヲ見テ華ノ姓ト同ジトオモウモマタ非ナリ。

『姓氏解』下 十九丁裏〜二十丁表

「古ノウヂ」は「三代春秋ノ氏」のようなものであり、よく定まっている内は「秦漢以來ノ姓氏」と同じものであった。「今ノウヂ」は父子兄弟ですら異なっている有様であり、「氏」とも言えない。しかし、その中でも百年以上続いて父子兄弟で共有しているものは、様々な違いがあつても「姓」であり「氏」であり「族」である。

この見解を踏まえてみれば、明霞が修姓を勧める理由が最終的に理解できる。

日本上古ハ姓氏ナク、中古ウヂアリカバネアリ。華ノ姓氏ト同カラザレドモ、氏トイヒ姓トイヒテ華ノ字ヲ用フ。今ノウヂニイタリテタゞ軽重ノ不同アレドモ、華ノ姓氏ト大ニ異ラズ。故ニ華ノ複姓ノ漸ニ単ニナルト倭ノウヂノ漸ニ華ニ似ルトハ理ナリ、勢ナリ。

『姓氏解』下 三十五丁表裏

すなわち、江戸時代の日本における「姓氏」も中国の「姓氏」と大きくは異なる。その為、中国において「姓氏」が自然と一字になっていったように、日本でも一字になるのが「理」であり、「勢」である。「不雅」であり「不便」である「複姓」は、自然と消滅していくはずであり、その流れに沿って自らの「姓氏」も改めるのがよい。

## 五 修姓の否定に対する反論

以上に『姓氏解』の内容の概略を見て、明霞が修姓を勧める理由を明らかにした。それ故、『姓氏解』の主たる点は確認し終えたことになると思われるが、加えて同時代の反対意見との関わりを見ておきたい。

注目される記述として、次のような文章がある。

世ノ學者ニ姓ヲ修スルヲハバカリテ、姓氏ハ先世ヨリ傳ハルモノナレバ、タトヒアシクトモコレヲカフルハ不孝ナリ、トイフモノアリ。凡ソ先世ヨリ傳ハルヲ守ハ、美ナル事、便ナル事、善ナル事ニアリ。不美不便不善ノ事ハ、ハヤクアラタムルヲ孝トス。故ニ世々行事庸劣ニテ微賤ナルニ、ワガ身ヨリ勤務ニテ顕貴ナルハ孝ナリ。世々奢侈ニテ貧賤ナルニ、ワガ身ヨリ儉約ニテ富饒ニナルモ孝ナリ。世世學ヲ惡ヒ子孫ノ學ヲモ禁ズルニ、ヒソカニ學ヲ勤テ才徳ヲナスモ孝ナリ。又世々顯貴ニテ主君ニ諂ヒ流俗ニ合セテコレヲ保ツニ、ワレヨリ隱退シテ道ヲ守ルハ不孝ニアラズ。世々貧鄙吝嗇ニテ富饒ナルニ、ワレヨリ廉ヲ守リテ清貧トナリ、世ノ蠱賦トナルヲヤムルモ不孝ニアラズ。世々淺學ニテ儒業ヲ傳ルニ、ワレヨシ儒ヲタメテ他ノ業ヲナシ、愚蒙ヲ欺ズ有眼ニ笑ハレザルモ不孝ニアラズ。コレ先世ノ心ニソムキ事タガヘドモ不孝ニアラズ。マシテ姓氏ハ先世ノ意ナキモノナレバ、ソノ面目ヲ美ニシ、子孫ヘ傳ルヲ便ニシ、古賢ノ法ニ合セテ善ニスルヲ何ノハバカルコトアラン。

『姓氏解』下、三三三丁表

ここで取り上げられている反対意見は、親から受け継いだ「姓氏」を改めるのは「不孝」であるというものである。それに対し

て、明霞は様々な例を繰り返しながら、良いものを悪くするのは「不孝」であるが、親から受け継いだものであっても、あるいは親の意思に反してさえ、悪いものを良い方向に変えるのは「孝」であると主張している。それ故「不雅」で「不便」な「複姓」を修するのは、むしろ「孝」である。

ここで明霞は、この反対意見が誰のものであるか名前を出してはいない。しかしながら、内容からするとおそらく、崎門における議論を踏まえているものと判断される。

崎門派が「孝」と関わって修正を批判したと考えられるのは、その議論が浅見綱齋の『養子弁証』<sup>(11)</sup>を踏まえているからである。ここでは深くは立ち入らないが、『養子弁証』は養子を「姓氏」の秩序を乱すものとして否定する書物であり、「姓氏」を乱してはいけない理由として儒教の根本である先祖祭祀が機能しなくなることを述べるものである<sup>(12)</sup>。

そして、『姓氏解』の中にはこの養子に関する問題を明霞が知っていたことを示す記述がある。

他族ノ養子トナリテソノ姓ヲタルト母家ノ姓ヲ称スルトハ、  
學者ニソノ非ヲシラザルモノナク、又時勢ニヨリテ免ザル  
人多レバ、ソノ非ヲ論ゼズ。

〔下 四十七丁表〜四十八丁裏〕

明霞は、養子の非を知らない学者はいないとまで言っている。それだけ、このことが広く知られていた論点であったといってしまうだろう。

また、『姓氏解』より時代は少し下るが、留守友信の『称呼弁正』<sup>(13)</sup>は綱齋を踏まえつつ、より具体的に修姓が道理に適わないことを説いている。そこでは、中国と日本の「姓氏」とを表面的な差異こそあるものの根本的には同一のものであるとして、わざわざ中国風に改めることを非難している。このことを念頭におけば、中国の「姓氏」と日本の「ウヂカバネ」は本来異なるものであるという明霞の主張も崎門の儒者達への批判となっている。

もちろん、『称呼弁正』を直接の批判対象とすることは出来ない。しかし、修姓への直接的な批判はないもの中国と日本の「姓氏」を同一と見る立場は、『養子弁証』にも示されていた。また、明霞が『姓氏解』を書いた時点で既に修姓を否定する学者が存在していた訳であり、崎門と関わりを持つ儒者が友信に類似する主張を為していたとしても不思議ではない。

いずれにしても、多くの分量を費やして修姓すべきことを論じる『姓氏解』は、現在からすれば理解しやすなものではないにしても、同時代においては徂徠派や崎門派と切り結びながら独自の見解を示すものとして存在していたのである。

宇野明霞の『姓氏解』の内容を確認しつつ、同時代との関わりを考察してきた。明霞が中国と日本の「姓氏」の歴史を明細に考証しつつ、「理」や「勢」として修姓を勧めていたこと、そのことが徂徠派や崎門派と関わっていたことが明らかに出来たことで本稿の目的は達成されている。

最後に、『姓氏解』を称賛する文章を紹介して稿を閉じることにした。原雙桂『過庭紀談』の一文である。

○斥非ニ、又複姓ノ一字ヲ摘キリテ単姓ニスルコトヲ論ジテ、複姓ヲ単姓ニスルハ非ナリ、ヤハリ複姓ナリニ用ユルヲ是トスベシト云リ。是レニハ甚論アルコトニテ、先ヅ第一ニ姓ト氏トノ根本ノ穿議ヨリ会得セザル内ハ、何レニモ埒ノアカヌコトニテ、姓氏ノコト、太宰ハ一向ニ暗昧不知ナル様子ナリ。姓氏ノコトハ、宇士新ノ姓氏解、仮名紳紙ナレドモ甚好シ、彼書ニ委シク論弁セル上ハ、今姓氏ノ差別ノコトヲ逐一ニ論ズルニ及バズ。<sup>(14)</sup>

太宰春台は、徂徠派の中では例外的に修姓に対して否定的な態度を取った。これはそのことに対する批判の文章である。ここでは、『姓氏解』が既に「姓氏」について決定的成果を挙げたもの

として言及されている。それだけでなく、雙桂の発言は、春台を「姓氏」に暗いと非難するものであり、明霞の主張をなぞるかのようなものである。

明霞は、江戸時代の思想史に名前こそ残しているものの、決して注目を集めて来た存在であるとは言えないだろう。実際に、その著作も江戸時代の版本を参照するしかなくなっている。しかしながら、このような評価を見るととき今一度その業績に光が当てられるべきではないかと思われるのである。

※『姓氏解』の底本としては、元文五年の版本（国文学研究資料館所蔵）を用い、『論語考』は寛政元年〜享和二年の版本（早稲田大学図書館所蔵）を用いた。いずれも校訂を経た翻刻ではないが、本稿の考察の上では、版本であることから本文に一定の信頼を置くことが出来るものとする。

※荻生徂徠からの引用に際しては、みすず書房版全集を用い、当該箇所を著作名の後に「巻数・頁数」形で示した。  
※引用に際して、漢文は書き下しにした。また必要に応じて句読点や中黒などを施した。

## 註

- (1) 原念齋著、源了圓・前田勉校訂『先哲叢談』、平凡社、一九九四

年、三八三頁。

(2) 以下に述べるとおり、本人の意思を尊重するならば、宇鼎や宇士新と呼ぶべきかもしれないが、現在一般的に行われている呼称として本稿では宇野明霞を用いる。

(3) 拙稿『留守友信『称呼弁正』の問題空間』（『求真』第二十二号、求真会、二〇一七年所収）参照。

(4) 太宰春台『斥非』（『日本詩話叢書 第三卷』鳳出版、一九九七年所収）

(5) 原雙桂『過庭紀談』（『日本隨筆大成』第九卷、吉川弘文館、一九七五年所収）

(6) 子安宣邦『「事件」としての徂徠学』、青土社、一九九〇年は、徂徠の思想を単にそれ自体として考察するだけではなく、江戸時代の思想史における多大な影響を持った「事件」として捉えるべきであると主張する。

(7) 高橋博巳『京都の脱徂徠学派 宇野明霞』（『日本思想史学』第十五号、日本思想史学会編、一九八三年所収）。

(8) 高橋は、この文献について原本中村幸彦蔵本の享保十七年序の写本の写真版によるとしている。その為、図書館等での所蔵が確認出来ておらず、この引用は高橋の論文に依拠している。ただし、いずれにしても内容の点で明霞が中華を好むという態度に関して徂徠を評価していたことは他の箇所と齟齬しないものと

と思われる。

(9) 大川真『近世王権論と「正名」の転回史』、御茶の水書房、二〇一二年は、江戸時代において新井白石や尾藤二洲、中井竹山、会沢正志斎など様々な人々が「正名」について論じていることを指摘し、「叫ばれる正名」と呼んだ。また、本居宣長や村田春海といった国学者も「正名」に関わっている。

(10) 所謂「避諱」の習俗に基づくものであると思われる。ただし、本来このように「姓」を避けることは必ずしも一般的ではない。「諱」については豊田國夫『名前の禁忌習俗』、講談社学術文庫、一九八八年に詳しい。

(11) 浅見綱斎『養子弁証』（『日本儒林叢書』四卷、鳳出版、一九七八年所収）

(12) この点に関しては、渡辺浩『近世日本社会と宋学』、東京大学出版会、一九八五年、一二五―一二八頁及び朴鴻圭『山崎闇斎の政治理念』、東京大学出版会、二〇〇二年、三四、三五頁参照。

(13) 留守友信『称呼弁正』（『日本隨筆集成』三卷、汲古書院、一九七八年所収）。また以下の記述について、前掲拙稿参照。

(14) 原雙桂前掲書、四八頁。

（かわい・かずき 筑波大学大学院

人文社会科学研究所）